

第3-(1)号様式

令和 年 月 日	税務署長殿
納税地	(電話番号 - -)
(フリガナ) 名称 又は屋号	
個人番号 又は法人番号	↓ 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。
(フリガナ) 代表者氏名 又は氏名	

※	一連番号	
税務署処理欄	申告年月日	令和 年 月 日
	申告区分	指導等 庁指定 局指定
	通信日付印	確認
	個人番号カード 通知カード・運転免許証 その他()	身元確認
指導年月日	相談	区分1 区分2 区分3
	令和	

自 平成 年 月 日
令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

中間申告 自 平成 年 月 日
令和 年 月 日

の場合の
対象期間 至 令和 年 月 日

第一表 令和元年十月一日以後終了課税期間分(一般用)

この申告書による消費税の税額の計算		
課税標準額	①	十兆千百十億千百万千百十円
消費税額	②	000
控除過大調整税額	③	
控除税額	控除対象仕入税額	④
	返還等対価に係る税額	⑤
貸倒れに係る税額	⑥	
控除税額小計	⑦	(④+⑤+⑥)
控除不足還付税額	⑧	(⑦-②-③)
差引税額	⑨	(②+③-⑦)
中間納付税額	⑩	00
納付税額	⑪	00
中間納付還付税額	⑫	00
この申告書が修正申告である場合	既確定税額	⑬
差引納付税額	⑭	00
課税売上割合	課税資産の譲渡等の対価の額	⑮
	資産の譲渡等の対価の額	⑯
この申告書による地方消費税の税額の計算		
地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額	⑰
差引税額	⑱	00
譲渡割額	還付額	⑲
納税額	⑳	00
中間納付譲渡割額	㉑	00
納付譲渡割額	㉒	00
中間納付還付譲渡割額	㉓	00
この申告書が修正申告である場合	既確定譲渡割額	㉔
差引納付譲渡割額	㉕	00
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	㉖	

付記事項	割賦基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	31
	延払基準等の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	32
	工事進行基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	33
	現金主義会計の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	34
参考事項	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	35
	控除算額の方法	課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満	<input type="checkbox"/>	個別対称式	<input type="checkbox"/>	一括比例式
事項	上記以外	<input type="checkbox"/>	全額控除			
	基準期間の課税売上高					千円
還す付る金を受ける機関等	銀行			本店・支店		
	金庫・組合			出張所		
	農協・漁協			本所・支所		
預金口座番号	ゆうちょ銀行の貯金記号番号			-		
	郵便局名等					
※税務署整理欄						
税理士名	(電話番号 - -)					
<input type="checkbox"/>	税理士法第30条の書面提出有					
<input type="checkbox"/>	税理士法第33条の2の書面提出有					

㉖ = (⑪+㉒) - (⑧+⑫+⑲+㉓)・修正申告の場合㉖ = ⑭+㉕
㉖が還付税額となる場合はマイナス「-」を付けてください。

OCR入力用(この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。)

⑪・⑫又は⑬・⑭の記入をお忘れなく。

第3-(1)号様式

令和 年 月 日 税務署長殿
納税地 (電話番号 -)
(フリガナ) 名称又は屋号
個人番号又は法人番号
(フリガナ) 代表者氏名又は氏名

※ 一連番号
所管 要否 整理番号
申告年月日 令和 年 月 日
申告区分 指導等 庁指定 局指定
通信日付印 確認 確認書類
個人番号カード 通知カード・運転免許証 その他
身元確認
指導年月日 相談 区分1 区分2 区分3
令和 年 月 日

自 平成 年 月 日 令和 年 月 日
課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書
至 令和 年 月 日 令和 年 月 日

中間申告 自 平成 年 月 日 令和 年 月 日
の場合の
対象期間 至 令和 年 月 日 令和 年 月 日

この申告書による消費税の税額の計算
課税標準額 ①
消費税額 ②
控除過大調整税額 ③
控除税額 ④-⑥
控除税額小計 (④+⑤+⑥) ⑦
控除不足還付税額 (⑦-②-③) ⑧
差引税額 (②+③-⑦) ⑨
中間納付税額 ⑩
納付税額 (⑨-⑩) ⑪
中間納付還付税額 (⑩-⑨) ⑫
この申告書が修正申告である場合 既確定税額 ⑬
差引納付税額 ⑭
課税売上割合 課税資産の譲渡等の対価の額 ⑮
資産の譲渡等の対価の額 ⑯
この申告書による地方消費税の税額の計算
地方消費税の課税標準となる消費税額 控除不足還付税額 ⑰
差引税額 ⑱
譲渡割額 還付額 ⑲
納税額 ⑳
中間納付譲渡割額 ㉑
納付譲渡割額 (㉑-㉒) ㉒
中間納付還付譲渡割額 (㉒-㉑) ㉓
この申告書が修正申告である場合 既確定譲渡割額 ㉔
差引納付譲渡割額 ㉕
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額 ㉖

付記事項
割賦基準の適用
延払基準等の適用
工事進行基準の適用
現金主義会計の適用
課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用
控除計算方法
基準期間の課税売上高
還す付る金を受ける機械等
預金口座番号
ゆうちょ銀行の貯金記号番号
郵便局名等
※税務署整理欄
税理士名 (電話番号 -)
○ 税理士法第30条の書面提出有
○ 税理士法第33条の2の書面提出有

第一表
令和元年十月一日以後終了課税期間分(一般用)